

お知らせ

「民法改正にかかる保証契約手続きの変更について」

令和2年4月からの「民法改正」に伴い、事業性融資にかかる保証契約の手続きが大きく改正されます。

1. 民法改正の内容

事業用融資の第三者個人保証に関して次のような規定を新設。

事業用融資の保証契約は、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認しなければ効力を生じない。

ただし、このルールは次のものには適用しない。

- ① 主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等
- ② 主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等
- ③ 主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

2. 公正証書について

事業用資金の貸付にあたり、個人を保証人とする場合、その個人が法で定める経営者等以外の場合には保証意思を公正証書により確認しなければ保証契約は無効とされる。

公正証書の作成については、

- ① 公正証書は、公証役場において公証人が作成します。保証人本人（代理人は不可）が公証役場を訪問し、公証人が保証意思を宣明し、公正証書に署名押印を行い作成します。
- ② 公正証書作成手数料 1通あたり 11,000円（保証契約1件、保証人1名あたり）
- ③ 公証役場に持参するものとして、保証人実印、保証人印鑑証明書

3. 公正証書の作成時期

公正証書は、保証契約を締結する日の1か月前の応当日から契約締結日当日までに作成します。この期間に作成された公正証書がないと保証契約を締結することはできません。

※今回の民法改正等については、本所金融部（融資管理課）もしくは各支店窓口までお問い合わせください。

令和2年3月2日
そお鹿児島農業協同組合
（金融部扱い）